


所管部課	子育て支援部保育課	部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市保育料徴収規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について			
		区分	○	1 審議事項
				2 報告事項
関係事項	条例規則 部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正理由 東大和市保育料徴収規則の一部を改正する規則(令和元年規則第17号)については、7月3日付で東京都から発出された保育所等利用多子世帯負担軽減事業実施要綱に基づいた内容で、令和元年9月25日開催の庁議で審議し、改正を行った。しかし、9月26日付で東京都から保育所等利用多子世帯負担軽減事業費補助金交付要綱が発出され、その内容と一改部正した規則の内容に相違があったため、上記規則の一部を改正するものである。</p> <p>(2) 改正内容 附則に1項を加える改正規定中「別表第1備考3の項」の次に「(無料となるものに限る。)」を加え、「の適用」を「により保育料の軽減」に改める。</p> <p>(3) 施行日 公布日からとする。</p> <p>(4) 影響及び効果 都の制度設計を基本とした、保育所等多子世帯負担軽減事業を進めることが可能となる。</p>				
<p>2. 経過(現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>				
<p>3. 留意事項(問題点等)</p> <p>特になし</p>				
<p>4. 主管部処理案(検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに起案の事務を進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。